

食品安全情報（微生物） No.6 / 2022（2022.03.16）

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部

<http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/index.html>

目次

[【世界保健機関（WHO）】](#)

1. 食品安全のための新たな実践共同体（COP：Community of Practice）により知識の共有および実践の向上が促される

[【米国食品医薬品局（US FDA）】](#)

1. 米国食品医薬品局（US FDA）が乳幼児用調製粉乳に関連して発生しているクロノバクター（*Cronobacter sakazakii*）感染に関する苦情を調査（2022年3月9日、2月28日、25日、20日付更新情報、17日付初発情報）

[【米国食品医薬品局食品安全応用栄養センター（US FDA CFSAN）】](#)

1. 米国食品医薬品局（US FDA）が卵および卵製品の安全性向上のための新たな規制プログラムの基準「ERPS：Egg Regulatory Program Standards」を発表

[【米国疾病予防管理センター（US CDC）】](#)

1. 乳幼児用調製粉乳に関連して発生しているクロノバクター（*Cronobacter*）感染症（2022年2月28日付更新情報）

[【欧州疾病予防管理センター（ECDC）】](#)

1. ツイッターを利用して公衆衛生上の脅威を早期に探知するためのツール「epitweetr」の更新版を欧州疾病予防管理センター（ECDC）が公開

[【欧州委員会健康・食品安全総局（EC DG-SANTE）】](#)

1. 食品および飼料に関する早期警告システム（RASFF：Rapid Alert System for Food and Feed）

[【欧州食品安全機関（EFSA）】](#)

1. 伝達性海綿状脳症（TSE）の2020年のサーベイランス結果に関する欧州連合（EU）要約報告書

[【英国食品基準庁（UK FSA）】](#)

1. 食品に関する消費者調査「Food and You 2」：第1回および第2回調査でのウェールズの主な結果に関する報告書

[【スコットランド食品基準庁（FSS）】](#)

1. サルモネラ感染の拡大を防ぐため英国がリトアニアからのすべてのペットフード用げっ歯類の輸入を禁止

[【ProMED-mail】](#)

1. コレラ、下痢、赤痢最新情報（08）

【国際機関】

- 世界保健機関（WHO: World Health Organization）

<https://www.who.int/en/>

食品安全のための新たな実践共同体（COP : Community of Practice）により知識の共有および実践の向上が促される

New Food Safety Community of Practice will help share knowledge and improve practice
27 December 2021

<https://www.who.int/news/item/27-12-2021-new-food-safety-community-of-practice-will-help-share-knowledge-and-improve-practice>

世界保健機関（WHO）は、食品安全のための新たな実践共同体（COP : Community of Practice）を構築することを発表した。この実践共同体は、食品安全問題に取り組みながら関心を共有し、継続的な相互交流により、この分野での知識・見識を深めること、および情報・意見交換を行うことを目指している世界各地の関係者向けの新しいピア・ツー・ピア（P2P : peer-to-peer）オンラインフォーラムである。

この実践共同体の目的は、潜在的な学習能力の強化、多様な経験・知識の共有、新しい視点への理解の促進、および個別・共同学習の奨励である。食品安全実践者によるこの実用的かつ活動的な共同体は、質の高い技術情報を徐々に整備・拡充するために役立つ。

この実践共同体が目指す内容は以下の通りである。

- ・ 食品安全に関する知識の共有、交換、形成、および実践の向上
- ・ 定期的な行事における専門家からの直接指導
- ・ WHO による食品安全リソースおよび新しい刊行物に関する更新情報の利用
- ・ 共同体メンバーから寄せられる教訓や知識の共有

メンバーは、定期的なオンラインセミナー、毎月発信される更新情報および食品安全リソースを利用することが可能となる。また、メンバー自身のリソース、行事に関する通知、および食品安全関連のその他の内容について、共同体の他のメンバーと情報共有することも可能になる。

この実践共同体に関する詳細情報は以下の Web ページから入手可能である。

<https://www.who.int/teams/nutrition-and-food-safety/multisectoral-actions-in-food-systems/community-of-practice>

【各国政府機関】

- 米国食品医薬品局 (US FDA: US Food and Drug Administration)

<https://www.fda.gov/>

米国食品医薬品局 (US FDA) が乳幼児用調製粉乳に関連して発生しているクロノバクター (*Cronobacter sakazakii*) 感染に関する苦情を調査 (2022年3月9日、2月28日、25日、20日付更新情報、17日付初発情報)

FDA Investigation of *Cronobacter* Infections: Powdered Infant Formula (February 2022)
March 9, February 28, 25, 20 & 17, 2022

<https://www.fda.gov/food/outbreaks-foodborne-illness/fda-investigation-cronobacter-and-salmonella-complaints-powdered-infant-formula-february-2022>

2022年3月9日付更新情報

米国食品医薬品局 (US FDA) は、米国疾病予防管理センター (US CDC) および州・地域の当局と連携し、Abbott Nutrition 社の施設 (ミシガン州 Sturgis) で製造された製品に関連して発生している乳幼児患者に関する消費者からの苦情・報告について調査している。患者は全員が当該施設で製造された乳幼児用調製粉乳を喫飲していたことが報告されている。

当初この調査の対象に含まれていたサルモネラ (*Salmonella Newport*) 感染患者 1 人に関する苦情は調査対象から除外された。調査の初期段階では、FDA は当該施設製の製品への曝露に関連した患者に関するすべての苦情・報告を調査対象としていた。その後の調査の結果、FDA は、この患者と乳幼児用調製乳との関連を特定するための十分な情報はないと判断した。CDC は、この 1 人のサルモネラ感染患者が関連しているアウトブレイクはないことを確認した。FDA および CDC は、この 1 人のサルモネラ感染患者に関連している可能性があるサルモネラの感染患者および消費者からの苦情についてモニタリングを継続している。

乳幼児用調製乳は、多くの乳幼児にとって唯一の栄養源であり必要不可欠な製品である。FDA は、今回の製品回収による影響を正確に評価し、当該ブランド製品を製造している Abbott Nutrition 社のその他の施設の生産能力を把握するため同社と協力している。FDA はまた、ミシガン州 Sturgis の同社施設での製造を安全に再開するため同社と協力している。FDA は調査を継続しており、消費者の安全に関する新たな情報が得られた場合は助言の内容を更新する予定である。

○ 消費者向け助言

FDA は、回収対象となっている 3つのブランド「Similac」、「Alimentum」、「EleCare」の乳幼児用調製粉乳製品を使用しないよう注意喚起している。回収対象製品は、容器底部に表示された 7～9桁のコードと使用期限の日付により特定できる（コードと日付の表示例の画像は本記事の Web ページで閲覧可能）。容器底部に表示されたコードおよび使用期限の日付が以下の 3項目すべてに適合する場合は回収対象製品である。

- ・ コードの最初の 2桁が 22～37の数字である
- ・ コードに K8、SH または Z2の文字が含まれている
- ・ 使用期限（USE BY）の日付が 2022年4月1日（1 APR 2022）以降である

同社はこれらの製品に加え、ロットコードが 27032K80（缶入り）および 27032K800（ケース入り）の「Similac PM 60/40」も回収している。特定の乳幼児向けのこのタイプの製品では、現時点では上記ロットコードの「Similac PM 60/40」のみが回収対象となっている。

初回の回収に関する情報は FDA の以下の Web ページから入手可能である。

<https://www.fda.gov/safety/recalls-market-withdrawals-safety-alerts/abbott-voluntarily-recalls-powder-formulas-manufactured-one-plant>

また、回収対象製品であるかどうかの確認については、同社の以下の Web ページ上でのロット番号の入力によっても行うことができる。

<https://www.similacrecall.com/us/en/home.html>

◇ 両親および保育者向けの補足情報

今回の回収対象には液体調製乳製品は含まれていない。回収対象以外の乳幼児用調製乳製品はすべて継続して使用されるべきである。

両親および保育者は、乳幼児用調製乳の希釈や自家製調製乳の調製・授乳をしてはならない（以下 Web ページ参照）。

<https://www.fda.gov/food/alerts-advisories-safety-information/fda-advises-parents-and-caregivers-not-make-or-feed-homemade-infant-formula-infants>

また、インターネット経由で販売される輸入調製乳は偽造品の可能性があるため、購入を避けるべきである（以下 Web ページ参照）。

<https://www.fda.gov/food/people-risk-foodborne-illness/questions-answers-consumers-concerning-infant-formula#10>

普段使用している調製乳が使用できない場合はかかりつけの小児医療機関に相談し、栄養の摂取方法の変更について助言を求めるべきである。

回収対象の乳幼児用調製乳は、主に乳幼児で重症の食品由来疾患の原因となり得る細菌であるクロノバクター（*Cronobacter*）に汚染されている可能性がある。クロノバクター感染症は稀な疾患であるが、新生児では特にリスクが高い。

○ 米国外に輸出された製品に関する情報

米国外に輸出された調製乳のうち、今回の回収に関連している製品は、3つのブランド「Alimentum」、「EleCare」、「Human Milk Fortifier」の製品である。国外で流通する Abbott Nutrition 社のその他の製品は本回収の対象ではない。同社によると、回収対象製品はオーストラリア、バーレーン、バルバドス、バミューダ諸島、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、グアム、グアテマラ、香港、インド、インドネシア、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、オマーン、ペルー、プエルトリコ、カタール、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ共和国、スーダン、台湾、タイ、アラブ首長国連邦、英国、ベトナムに輸出された。

2022年2月28日付更新情報

2022年2月28日までに、米国疾病予防管理センター（US CDC）は、Abbott Nutrition 社のミシガン州 Sturgis の施設で製造された乳幼児用調製粉乳への曝露に関連した新たなクロノバクター（*Cronobacter sakazakii*）感染患者1人を発表した。この患者は死亡し、*C. sakazakii* 感染が死亡原因となった可能性がある。今回の調査の対象は、乳幼児の *C. sakazakii* 感染患者計4人（3人は米国食品医薬品局（US FDA）が管轄する苦情、1人は CDC の調査により判明）の報告およびサルモネラ（*Salmonella* Newport）感染患者1人に関する苦情である。これらの患者5人は全員が入院し、このうち2人が死亡しており、*C. sakazakii* 感染がこの2人の死亡原因となった可能性がある。

直近の患者は、*C. sakazakii* 感染の発症前に Abbott Nutrition 社製の乳幼児用調製粉乳製品「Similac PM 60/40」（ロットコード「27032K800」）を喫飲していたと報告された。FDA および CDC は、この結果を同社に通知し、同社は2022年2月28日に当該製品の自主回収を開始した。この製品は、ミネラルの摂取量を減らすことが必要な特定の乳幼児向けの調製乳であり、これまでに行われた回収（以下 Web ページ参照）の対象には含まれていなかった。

<https://www.fda.gov/safety/recalls-market-withdrawals-safety-alerts/abbott-voluntarily-recalls-powder-formulas-manufactured-one-plant>

この特殊な製品では、現時点ではロットコード 27032K80（缶入り）および 27032K800（ケース入り）の「Similac PM 60/40」のみが回収対象となっている。

「Similac PM 60/40」の両ロットコードの製品は米国内とイスラエルに出荷された。普段使用している調製乳が使用できない場合はかかりつけの小児医療機関に相談し、栄養の摂取方法の変更について助言を求めらるべきである。

乳幼児用調製乳は、多くの乳幼児にとって唯一の栄養源であり必要不可欠な製品である。FDA は、今回の製品回収による影響を正確に評価し、当該ブランド製品を製造している Abbott Nutrition 社のその他の施設の生産能力を把握するため同社と協力している。FDA はまた、ミシガン州 Sturgis の同社施設での製造を安全に再開するため同社と協力してい

る。FDA は調査を継続しており、消費者の安全に関する新たな情報が得られた場合は助言の内容を更新する予定である。

2022 年 2 月 25 日付更新情報

現行の調査の途中結果を踏まえ、Abbott Nutrition 社は乳幼児用調製粉乳の特定の製品の回収を開始し、米国食品医薬品局 (US FDA) は、同社施設 (ミシガン州 Sturgis) で製造され回収対象となっている 3 つのブランドの乳幼児用調製粉乳「Similac」、「Alimentum」、「EleCare」を使用しないよう消費者に注意喚起している。

同社の回収 (以下 Web ページ参照) により、消費者は別のブランドや別タイプの乳幼児用調製乳を探すことになり、特に、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) パンデミック下における供給チェーン全体への負担を考慮すると、今回の回収は特定のタイプの製品の供給に新たな懸念をもたらしていると考えられる。

<https://www.fda.gov/safety/recalls-market-withdrawals-safety-alerts/abbott-voluntarily-recalls-powder-formulas-manufactured-one-plant>

乳幼児用調製乳は、多くの乳幼児にとって唯一の栄養源であり必要不可欠な製品である。

FDA は、今回の製品回収による影響を正確に評価し、当該ブランド製品を製造している Abbott Nutrition 社のその他の施設の生産能力を把握するため同社と協力している。FDA はまた、ミシガン州 Sturgis の同社施設での製造を安全に再開するため同社と協力している。COVID-19 パンデミック下においても、FDA は乳幼児用調製乳製品の供給チェーンの潜在的リスクについてモニタリングを継続しており、製造業者およびその関連業者と積極的な情報共有を行っている。Abbott Nutrition 社が回収を行っているため、FDA は、乳幼児用調製乳の複数の製造業者と連携を強化し、現況を踏まえた生産能力と潜在的な影響の把握に努めている。また、Abbott Nutrition 社やその他の製造業者との協議を継続し、当該製品の供給を支援するために利用可能なあらゆる手段を検討していく。

2022 年 2 月 20 日付更新情報

2022 年 2 月 17 日、Abbott Nutrition 社は、特定の乳幼児用調製粉乳の自主回収を開始した (以下 Web ページ参照)。

<https://www.fda.gov/safety/recalls-market-withdrawals-safety-alerts/abbott-voluntarily-recalls-powder-formulas-manufactured-one-plant>

同社の施設 (ミシガン州 Sturgis) で製造されたこれらの製品は、全米に出荷されたほか、米国外にも輸出された可能性が高い。カナダの保健当局も本件に関する食品回収警報を発出した (以下 Web ページ参照)。

<https://recalls-rappels.canada.ca/en/alert-recall/certain-abbott-brand-powdered-infant-formula-products-recalled-due-cronobacter>

2022 年 2 月 17 日付初発情報

米国食品医薬品局（US FDA）は、米国疾病予防管理センター（US CDC）および州・地域の当局と協力し、Abbott Nutrition 社の施設（ミシガン州 Sturgis）で製造された製品に関連して 2021 年 9 月 6 日～12 月 18 日に報告された乳幼児 4 人の疾患に関する消費者からの苦情を調査している。これらの患者全員が当該施設で製造された乳幼児用調製粉乳を喫飲したことが報告されている。患者 4 人のうち 3 人はクロノバクター（*Cronobacter sakazakii*）感染、1 人はサルモネラ（*Salmonella Newport*）感染であることが報告されている。これらの患者 4 人は全員が入院し、このうちクロノバクター感染患者 1 人が死亡しており、*C. sakazakii* が死亡原因となった可能性がある。

FDA は当該施設の立ち入り検査を実施した。現時点で得られている調査結果によると、FDA が採取した複数の環境検体からクロノバクターが検出され、複数の調査官による査察で問題点がいくつか指摘されている。また、同社の社内記録の調査から、*C. sakazakii* による環境汚染、およびクロノバクター汚染により製品の自主廃棄が行われたことが示されている。

FDA は、当該施設で製造された特定の乳幼児用調製粉乳の購入・使用を避けるよう消費者向けに注意喚起を発表した。

この調査は継続しており、Abbott Nutrition 社は可能性のある関連製品の自主回収を行うため FDA と協力している。

（食品安全情報（微生物）本号 US CDC 記事参照）

● 米国食品医薬品局 食品安全応用栄養センター（US FDA CFSAN: US Food and Drug Administration, Center for Food Safety and Applied Nutrition）

<https://www.fda.gov/about-fda/fda-organization/center-food-safety-and-applied-nutrition-cfsan>

米国食品医薬品局（US FDA）が卵および卵製品の安全性向上のための新たな規制プログラムの基準「ERPS : Egg Regulatory Program Standards」を発表

FDA Releases New Egg Regulatory Program Standards for Improving Egg and Egg Product Safety

January 14, 2022

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-releases-new-egg-regulatory-program-standards-improving-egg-and-egg-product-safety>

米国食品医薬品局（US FDA）および NERO（National Egg Regulatory Officials : 米国

卵規制連盟、<http://nerous.org>) は、各州の卵・卵製品の規制機関のための新たなプログラム基準「ERPS : Egg Regulatory Program Standards」を発表した。この基準は、米国で流通する卵・卵製品の安全性を向上させるために当局が行う規制業務を効率的・効果的な手順に統一するために策定された。

FDA の食品安全近代化法 (FSMA) の施行により、行政機関間の連携強化が求められ、統合食品安全システム (IFSS : Integrated Food Safety System) の開発が法的に義務付けられている。IFSS の基本原則は、各規制機関による検査が同一の基準に基づいて行われるよう、プログラムのモデル基準が等しく適用されることである。米国は食品安全のためのリソースの統合を進めているため、すべての卵・卵製品を対象とする規制プログラムの基準は必須である。

この基準は卵・卵製品の規制プログラムのためのものであり、卵の生産業者または養卵農場は対象ではない。ERPS は、「規制の基本」、「研修プログラム」、「検査プログラム」、「監査プログラム」、「卵に関連した疾患・アウトブレイク・緊急時対応」、「コンプライアンスプログラム・執行プログラム」、「支援活動」、「プログラムのリソース」、「プログラムの評価」および「検査業務のサポート」の計 10 項目の基準で構成されている。米国内の卵・卵製品供給の安全性および信頼性を強化するために策定されたこれらの 10 項目は、米国の規制プログラムの根幹でもある。ERPS は、各州の規制プログラムの利点や課題を州当局が把握するために利用可能な枠組みを提供し、また連邦および州当局が実施する検査その他の業務について相互に信頼関係を築く基盤となる。

ERPS に関する詳細情報および ERPS 本文は FDA の以下の各 Web ページから入手可能である。

<https://www.fda.gov/federal-state-local-tribal-and-territorial-officials/regulatory-program-standards/egg-regulatory-program-standards-erps> (詳細情報)

<https://www.fda.gov/media/154954/download> (ERPS 本文 PDF)

● 米国疾病予防管理センター (US CDC: Centers for Disease Control and Prevention)
<https://www.cdc.gov/>

乳幼児用調製粉乳に関連して発生しているクロノバクター (*Cronobacter*) 感染症 (2022 年 2 月 28 日付更新情報)

Cronobacter Illnesses Linked to Powdered Infant Formula

Updated February 28, 2022

<https://www.cdc.gov/cronobacter/outbreaks/infant-formula.html>

2022年2月10日、米国疾病予防管理センター（US CDC）は、Abbott Nutrition社（ミシガン州 Sturgis）の調製粉乳に関連した乳幼児の疾患に関する消費者からの苦情について、米国食品医薬品局（US FDA）が調査を行っているとの通知を受けた。これらの苦情の内容は、乳幼児のクロノバクター（*Cronobacter sakazakii*）感染患者3人およびサルモネラ（*Salmonella Newport*）感染患者1人の報告などであった。CDC および FDA は、これらの患者およびすべての新規患者についてより正確に把握するため、検査機関での詳細な検査および調査を実施している。

最新の調査結果の詳細は以下の通りである。

CDC は、2021年9月16日～2022年1月5日に乳幼児の *C. sakazakii* 感染患者計3人の発生に関する報告を受け、その後、これらの患者は FDA が継続中の調査に関連していることが明らかになった。2022年2月16日、CDC は、臨床医および州・地域の保健部門に対し、乳児用調製乳に関連した2020年11月以降のその他のクロノバクター感染患者について情報提供を要請した。その後 CDC は、Abbott Nutrition 社の施設で製造された調製乳を喫飲した乳児でクロノバクター感染報告患者1人を新たに特定した。

2022年2月28日時点で、以下の情報が明らかになっている。

- ・ 患者4人はミネソタ州（1人）、オハイオ州（2）およびテキサス州（1）に居住し、ミシガン州 Sturgis の施設で製造された調製乳を発症前に喫飲していた。
- ・ これらの患者が喫飲した製品は、「Similac Sensitive」、「Similac Pro-total Comfort」、「Similac Advance」、「Similac PM 60/40」などである。
- ・ クロノバクター感染がオハイオ州の患者2人の死亡原因となった可能性がある。

CDC は、クロノバクター感染の可能性のある新たな乳幼児患者の報告を受けており、これらの患者と Abbott Nutrition 社の当該施設で製造された調製乳製品との関連の有無を特定するため調査を行っている。CDC はまた、患者由来検体から分離されたクロノバクター株について、当該製造施設で採取された環境検体由来株との比較を行い、関連の有無を特定するため、全ゲノムシーケンシング（WGS）解析を行っている。

FDA は、回収対象製品を喫飲した乳幼児1人のサルモネラ感染に関する苦情1件を報告している。CDC の通常のアウトブレイクサーベイランスでは、FDA に報告されたこの患者に関連したサルモネラ感染アウトブレイクや、回収対象製品に関連したその他のサルモネラ感染患者は特定されていない。

（食品安全情報（微生物）本号 US FDA 記事参照）

- 欧州疾病予防管理センター (ECDC: European Centre for Disease Prevention and Control)

<https://www.ecdc.europa.eu/>

ツイッターを利用して公衆衛生上の脅威を早期に探知するためのツール「**epitweetr**」の更新版を欧州疾病予防管理センター (ECDC) が公開

ECDC launches new version of epitweetr, a tool for the early detection of public health threats using Twitter data

11 Jan 2022

<https://www.ecdc.europa.eu/en/news-events/ecdc-launches-new-version-epitweetr-tool>

欧州疾病予防管理センター (ECDC) は、公衆衛生上の脅威を自動的に早期探知するためツイッターのデータを活用するオープンソースの無料インタラクティブツール「**epitweetr**」の更新版を公開した。

今回 ECDC が更新版を公開したこの「**epitweetr**」は、通常とは異なるツイート数の増加などの兆候から公衆衛生上の脅威を早期に探知するために、ユーザーが時・場所・トピック別にツイートの傾向を自動的にモニターできる R 言語のパッケージである。このツールは、公衆衛生の専門家が感染症の問題を早期探知する際に役立つようにデザインされており、トピックやキーワードを変えることで全てのハザードおよび他の研究分野にも応用できる。

「**epitweetr**」の更新版は 2022 年 1 月に公開され、変更点は以下の通りである。

- ・ データストレージおよびデータ管理機能の拡張
- ・ アプリケーション・プログラミング・インターフェース「**Twitter API v2**」の追加
- ・ データプライバシーに関するコンプライアンスを促進するための新機能
- ・ ツイートされた文字列からの位置情報 (ジオロケーション) の取得機能の向上
- ・ 検出された兆候をユーザーからのアノテーション情報を利用して自動的に分類

「**epitweetr**」のパッケージには R パッケージ「**Shiny**」をベースとした双方向 Web アプリケーションが含まれており、今回の更新版は以下の 6 つのページで構成されている。

1. ダッシュボード

ツイートのビジュアル化 (図示、グラフ化など)・探索、および関連のあるアウトプット値やデータのダウンロードを行うことが可能。

2. アラート

最新のアラート・関連情報の閲覧、およびユーザー定義のカテゴリーでアラートを分類するための機械学習モデルの訓練が可能。

3. ジオタグ評価

ジオロケーションのアルゴリズムの評価、およびその精度を向上させるアノテーションの提供が可能。

4. データ保護

データの削除依頼に協力するため「epitweetr」のデータベースのツイートを検索・匿名化・削除することが可能。

5. 設定

設定の変更、実行プロセスの状況等の確認が可能。

6. トラブルシューティング

「epitweetr」およびその全ての機能の利用に関する自動的な診断と問題解決のヒントを表示することが可能。

「epitweetr」ツールは、以下の Web ページからダウンロード可能である。

<https://www.ecdc.europa.eu/en/publications-data/epitweetr-tool>

(食品安全情報 (微生物) No.23 / 2020 (2020.11.11) ECDC 記事参照)

● 欧州委員会健康・食品安全総局 (EC DG-SANTE: Directorate-General for Health and Food Safety)

https://ec.europa.eu/info/departments/health-and-food-safety_en

食品および飼料に関する早期警告システム (RASFF : Rapid Alert System for Food and Feed)

https://ec.europa.eu/food/safety/rasff_en

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

Notifications list

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/screen/list>

2022年2月24日～3月9日の主な通知内容

警報通知 (Alert Notification)

フランス産燻製魚のリステリア (*L. monocytogenes*)、ポーランド産機械分離肉 (MSM) のサルモネラ、オランダ産油漬けニシンのリステリア (*L. monocytogenes*)、ポーランド産粉末ショウガのサルモネラ (*S. Teshie*)、スペイン産粉末黒コショウのサルモネラ、フランス産牡蠣のノロウイルス、ポーランド産家禽肉のサルモネラ (*S. Enteritidis*)、ベトナム産冷凍バナメイエビの (*L. monocytogenes*)、オランダ産鶏ひき肉のサルモネラなど。

注意喚起情報 (Information Notification for Attention)

フランス産牡蠣のノロウイルス、スペイン産スモークサーモンのリステリア (*L. monocytogenes*)、エクアドル産エビのビブリオ (*V. vulnificus*)、ドイツ産冷蔵スモークサーモンのリステリア (*L. monocytogenes*)、ポーランド産冷蔵鶏むね肉のサルモネラ (*S. Infantis*)、ポーランド産の生鮮鶏手羽肉のサルモネラ (*S. Infantis*)、ポーランド産冷蔵鶏むね肉のサルモネラ (*S. Enteritidis*, 25g 検体陽性)、アイスランド産魚 (*Brosme brosme*) の寄生虫 (*Pseudoterranova*)、ポーランド産冷蔵ブロイラー手羽肉のサルモネラ (*S. Infantis*)、ポーランド産冷蔵ブロイラーひき肉のサルモネラ (*S. Infantis*) など。

フォローアップ喚起情報 (Information Notification for follow-up)

中国産有機大豆圧搾油粕のサルモネラ (*S. Abaetetuba*)、オランダ産の生キャットフードのサルモネラ (*S. Infantis*)、ブッラータチーズの *Pseudomonas fluorescens*、イタリア産大豆ミールのサルモネラ (*S. Llandoff*)、ポーランド産牛肉タルタルのペロ毒素産生性大腸菌、スペイン産魚粉のサルモネラ、イタリア産ペットフードのサルモネラ (*S. Anatum*) など。

通関拒否通知 (Border Rejection Notification)

ブラジル産黒コショウのサルモネラ、英国産スプレードライ豚由来赤血球のサルモネラなど。

● 欧州食品安全機関 (EFSA: European Food Safety Authority)

<https://www.efsa.europa.eu/en>

伝達性海綿状脳症 (TSE) の 2020 年のサーベイランス結果に関する欧州連合 (EU) 要約報告書

The European Union summary report on surveillance for the presence of transmissible spongiform encephalopathies (TSE) in 2020

30 November 2021

<https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/pdf/10.2903/j.efsa.2021.6934> (報告書 PDF)

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6934>

欧州食品安全機関 (EFSA) による本報告書は、2020 年に欧州連合 (EU) 加盟国、英国および EU 非加盟 7 カ国 (ボスニア・ヘルツェゴビナ、アイスランド、モンテネグロ、北マケドニア、ノルウェー、セルビア、スイス) により実施された動物の伝達性海綿状脳症 (TSE) サーベイランスの結果、ならびにヒツジの遺伝子型解析の結果を記載したものである。英国の EU 離脱に関しては、欧州連合条約 (2012/C 326/01) 第 50 条にもとづき、2019 年 10 月 29 日に欧州理事会が英国の離脱を 2020 年 1 月 31 日まで延期することを承認した (欧州理事会決定 (EU) 2019/1810)。したがって、英国は 2020 年 1 月 31 日まで権利と義務を保持し、2020 年 2 月 1 日に非加盟国となった。

ウシ、ヒツジ、ヤギ、シカ類および家畜反芻動物以外の動物種の TSE モニタリングのデータは、欧州委員会 (EC) 規則 No.999/2001 (TSE 規則) に従って各国から報告されるもので、検査データおよび症例データで構成されている。サーベイランスデータは主に EFSA の TSE データ報告ツールを使用して提出された。加盟 6 カ国は独自のデータ自動アップロードシステムにより、データを拡張マークアップ言語 (XML: eXtensible Markup Language) ファイルとして EFSA のデータ収集フレームワーク (DCF: Data Collection Framework) に直接送信し、その他の報告国は EFSA の TSE データ収集ツールを使用して XML ファイルを提出した。提出された電子データは、EFSA のデータベースから抽出され処理と検証が行われたうえで、EU の要約報告書に収載する表にまとめられた。

EU レベルでの 2020 年と 2019 年のデータの直接比較を可能にし、経年変動に関する比較可能なデータを得るため、本報告書では 2020 年の EU 加盟 27 カ国のデータ (すなわち現在の EU 加盟 27 カ国、本報告書では「EU27」と表記) の合計を算出する際には英国のデータも対象にしている。本報告書の表には EU27 のみの合計と EU27 に英国を加えた合計の 2 種類が記載されている。欧州自由貿易連合 (EFTA) 加盟 3 カ国 (アイスランド、ノルウェー、スイス) および EFTA 非加盟で EU 加盟前支援基金 (IPA: Instrument for Pre-Accession) を受けている 4 カ国 (ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ、北マケドニア、セルビア) の合計は、「EU 非加盟国」と表記されている。

ウシについては、2020 年に EU27 と英国で計 1,122,671 頭の検査が実施され、2019 年より 2.4%減少した。これらのウシのうち 88.5%以上をリスク牛 (「緊急とさつ牛 (ES: emergency slaughtered animal)」、「生前検査で臨床徴候を示した牛 (AM: animal with clinical signs at ante-mortem inspection)」、「死亡牛 (FS: fallen stock)」) が占め、リスク牛のなかでは「死亡牛」の検査頭数が最も多く 924,698 頭であった (リスク牛全体の 93.1%)。これに加えて、EU 非加盟 7 カ国ではウシ計 51,775 頭の検査が実施された。セルビア (EU 非加盟 7 カ国のうちで検査頭数が最多、13,978 頭) およびボスニア・ヘルツェゴビナ (12,848 頭) は、「健康とちく牛 (健康な状態だとさつされた牛 (HS: healthy slaughtered))」の検査がほとんどであった。

EU で 2020 年に確認された非定型 BSE（牛海綿状脳症）症例は、フランス（H 型 1 例、L 型 1 例）、アイルランド（H 型 1 例）およびスペイン（H 型 1 例）の計 4 例で、すべて 2003～2008 年に生まれたウシで、「死亡牛」として検査が実施された。この他に、スイスから「緊急とさつ牛」の検査で検出された L 型 1 例が報告された。

小型反芻動物については、2020 年に EU27 と英国で計 453,194 頭の検査が実施され、ヒツジが 332,579 頭（2019 年より 1.6%減少）およびヤギ 120,615 頭（16%減少）であった。これに加えて、EU 非加盟 7 カ国では、4 カ国（アイスランド、北マケドニア、ノルウェー、セルビア）でヒツジ計 26,053 頭、3 カ国（アイスランド、北マケドニア、ノルウェー）でヤギ計 712 頭の検査が実施された。

ヒツジのスクレイピーは、2020 年に EU27 と英国で計 688 例が報告され、2019 年より 309 例少なかった。EU 非加盟国では、ヒツジの検査を行った 4 カ国のうち 2 カ国（アイスランド、ノルウェー）から、計 65 例が報告された。定型スクレイピー（CS）は、EU の加盟 7 カ国と非加盟 1 カ国、すなわちブルガリア、キプロス、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、ルーマニア、スペインおよびアイスランドから報告された。非定型スクレイピー（AS）は、EU 加盟のベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スペインとスウェーデン（計 14 カ国）のほか、英国、および EU 非加盟国であるノルウェーから報告された。また、この他にイタリアから報告された疑い例 12 例は、同国のスクレイピーの合計には含まれていない。EU27 と英国のヒツジの症例のほとんど（97.4%）は、2019 年までと同様にギリシャ、イタリア、ルーマニアおよびスペインの 4 カ国からの報告であった。

EU27 と英国のヒツジの症例は、CS が 589 例（85.7%）および AS が 98 例（14.3%）であり、さらにイタリアが CH1641 様の 1 例を報告した。EU 非加盟国では、アイスランドから CS の 53 例およびノルウェーから AS の 12 例が報告された。ヒツジでは、2020 年に EU27 と英国が報告した全症例のうち 24.6%（169 例）が群初発例（IC : index cases）で、IC の割合は AS の場合（89.8%）の方が CS の場合（13.8%）より大幅に高かった。2020 年に報告されて National Scrapie Plan（NSP）で遺伝子型が明らかにされたヒツジの CS 症例では、97%が感受性グループ（NSP3、NSP30、NSP4、NSP5）の遺伝子型を有していた。ルーマニアから報告されたヒツジの CS の 1 例は、極めて稀な遺伝子型の ARR/ARR 型であった。

ヤギでは、EU27 と英国からスクレイピー計 328 例が報告され、AS が 9 例および CS が 319 例（97.3%）で、CS 症例の 74%がキプロスからの報告であった。CS 症例数は、379 例が報告された 2019 年より 15.8%減少し（60 例の減少）、その主な理由はキプロスの状況が過去 7 年間にわたって改善されてきたことである。EU 加盟 4 カ国（ブルガリア、キプロス、ルーマニア、ギリシャ）と英国が CS のみを報告し、EU 加盟 3 カ国（デンマーク、フランス、ポルトガル）が AS のみを報告した。イタリアおよびスペインが CS と AS の両方を報告した。ヤギの検査を実施した EU 非加盟国（アイスランド、セルビア、ノルウェー）からスクレイピー症例の報告はなかった。

ヤギでは、2020年にEU27と英国から報告された全症例の18.6%がICであり（2019年は8.7%）、ICの割合はASの場合（100%）の方がCSの場合（16.3%）より高かった。

EUのスクレイパーはヒツジとヤギの両方において、依然としてCSの方が高頻度で報告されている。

長期的な傾向をみると（検査を実施した10,000頭当たりの症例数に換算して）、ヒツジでは統計学的に有意な減少（CSおよびASのいずれも毎年5%ずつ減少）が10年間続いていることが2020年の状況から確認され、ヤギではCSまたはASのいずれでも特定の傾向は認められない。

2020年、ヒツジ群からの無作為抽出検体の遺伝子型タイピングが、EU加盟9カ国（ベルギー、キプロス（繁殖用ヒツジ群で計画的に遺伝子型タイピングが行われている）、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、ラトビア、オランダおよびポーランド）で実施された。キプロス以外では、無作為で遺伝子型タイピングが実施されたヒツジのうち感受性グループの遺伝子型を有していたのは8.8%で、2019年の15.7%よりは低かった。感受性のヒツジの割合は、ギリシャが44.4%、イタリアが27.3%で、この2国は2020年に最も症例数が多かった国に含まれており、その他の加盟6カ国では12~30%であった。

シカ類の慢性消耗病（CWD）については、EU加盟6カ国（エストニア、フィンランド、ラトビア、リトアニア、ポーランド、スウェーデン）で3年間にわたるサーベイランスプログラムが実施され、2020年にはシカ6,974頭の検査が行われて野生のヘラジカで2症例が確認され、これらはフィンランドおよびスウェーデンでの各1例であった。上記の加盟6カ国で義務となっているこのサーベイランスでは、デザイン（一次サンプリング単位（PSU）の数と特徴）、シカの検査実施数（総数、PSUあたりの数）、および種別と対象群別の検査の割合が様々であった。2020年に、検査が実施された動物群では食用として狩猟／とちくされた動物が全体の56.8%を占めて最も多く、これはサーベイランスの最初の2年間でも同様で、サーベイランスのCWD検出感度が予想より低かった状況を裏付けている。その他のEU加盟6カ国（オーストリア、ベルギー、ハンガリー、イタリア、ルーマニア、スペイン）と英国がシカ計2,197頭の検査を実施して結果はすべて陰性であり、68.9%がルーマニアのシカであった。ノルウェーは、捕獲された野生のシカの強化検査プログラムを継続して2020年に22,528頭の検査を実施し、検査頭数が多かったのは半家畜のトナカイ（28.9%）および野生のヘラジカ（27.5%）で、2症例が検出された（野生のトナカイ1例、野生のヘラジカ1例）。また、アイスランドとセルビアがそれぞれシカ33頭と76頭の検査を実施し、すべて陰性であった。

フィンランドがその他の動物種で計101頭のTSE検査を実施し、内訳はタヌキ（*Nyctereutes procyonoides*）15頭、アメリカミンク（*Neovison vison*）51頭およびキツネ（*Vulpes*属）35頭であった。陽性結果はなかった。

（食品安全情報（微生物）No.1/2020（2020.01.08）、No.3/2019（2019.02.06）、No.1/2018（2018.01.05）、No.26/2016（2016.12.21）EFSA、No.5/2009（2009.02.25）、No.18

/2007 (2007.08.29)、No.16/2006 (2006.08.02)、No.25/2005 (2005.12.07)、No.8/2003 (2003.07.09) EC-HCPDG 記事参照)

● 英国食品基準庁 (UK FSA: Food Standards Agency, UK)

<https://www.food.gov.uk/>

食品に関する消費者調査「Food and You 2」: 第1回および第2回調査でのウェールズの主な結果に関する報告書

Food and You 2: Wales Wave 1-2 Key Findings report published

10 November 2021

<https://www.food.gov.uk/print/pdf/node/7551> (PDF版)

<https://www.food.gov.uk/news-alerts/news/food-and-you-2-wales-wave-1-2-key-findings-report-published>

英国食品基準庁 (UK FSA) は、食品に関する消費者調査「Food and You 2」の第1回および第2回調査を実施し、ウェールズの主な結果に関する報告書を発表した。

「Food and You 2」調査は、FSAの最も重要な消費者調査として1年に2回実施されており、家庭での食品安全、食品購入、外食、食料安全保障、食品に関する懸念、FSAや食品供給チェーンに対する信頼などのテーマが取り上げられている。FSAは、政策や業務に関する情報を消費者に提供するためこの調査結果を利用している。

ウェールズの主な結果は以下の通りである。

信頼できる食品

○ 食品の安全性および表示の正確性に対する信頼度

- ・ 自分が購入した食品は喫食しても安全であると確信していると回答した人の割合は9割以上 (94%) であった。
- ・ 食品ラベルに表示されている情報は正確であると確信している回答者の割合はほぼ9割 (89%) であった。

○ 食品供給チェーンに対する信頼度

- ・ 回答者の4分の3以上 (79%) が食品供給チェーンを信頼していると回答した。
- ・ 食品関連事業への分野別の信頼度は、農業 (92%) および小売り・スーパーマーケット (89%) に対する信頼度の方が、持ち帰り (74%) および配達サービス (57%) への信

頼度より高い傾向にあった。

FSA に対する認知度および信頼度

- ・ 回答者の 9 割以上 (93%) が FSA について聞いたことがあると回答した。
- ・ FSA について一定の認識があった回答者のうち 8 割以上 (81%) は、食品の安全性と信頼性を確保してくれるという点で FSA を信頼していると回答した。

食品に関する懸念

- ・ 自分が喫食する食品に関する懸念について簡単な説明を求めた質問では、食品の安全性と衛生管理 (18%) および食品の製造方法 (18%) に関する懸念が最も多く挙げられた。
- ・ 複数の食品関連問題について懸念がある場合、選択肢から回答を選ぶよう求めた質問では、食品中の糖分量 (58%)、食品の廃棄 (57%) および動物福祉 (57%) に関する懸念が最も多く選択された。

食料安全保障

- ・ 食料安全保障の水準は、ウェールズ、「adjusted-England (比較可能なように統計的調整が行われたイングランド)」*および北アイルランドで同程度であった。「食料が保障されている (「高い水準で保障されている」または「最低限保障されている)」と回答した割合は 4 分の 3 以上であり、ウェールズでは 82%、「adjusted-England」では 86%、北アイルランドでは 84%であった。およそ 6 人に 1 人は「食料が保障されていない (「低水準」または「非常に低水準)」と回答し、ウェールズでは 18%、「adjusted-England」では 14%、北アイルランドでは 16%であった。

* 結果の一部について、ウェールズ、北アイルランドおよび「adjusted-England」で比較が行われた。「adjusted-England」は、年齢、性別、民族、世帯規模および都市部・農村部混合における差異を調整し、イングランド (ロンドンを除く地域) とウェールズの間で比較が可能になるよう重み付けされた。

アレルギーの表示に関する信頼度

- ・ 食品アレルギーまたは食物不耐症の人に配慮して買い物をしている回答者の 80%が、食品に表示されている情報は、有害または不快な身体的反応の原因となる食品を特定する際に信頼できると回答した。
- ・ バラ売り食品を購入した回答者では、これらの食品の情報に関する信頼度は、スーパーマーケットの店頭 (74%)、インターネット経由でスーパーマーケットから (69%)、および独立の食料品店 (68%) で購入した場合は高く、食品市場または屋台 (54%) で購入した場合は低かった。

外食および持ち帰り

- ・ 回答者の大多数（92%）が食品衛生ランク付け方式（FHRS : Food Hygiene Rating Scheme）について聞いたことがあると回答し、回答者のおよそ3分の2（65%）がFHRSについて聞いたことがあり一定の認識もあると報告した。

食品アレルギー、食物不耐症およびその他の過敏症

- ・ 回答者の大多数（86%）が食物過敏症ではないと回答した。食物不耐症であると回答した割合は回答者の10分の1未満（9%）であり、3%が食品アレルギー、1%がセリアック病、1%が複数の食品に対する過敏症があると回答した。

「Food and You 2」調査について

今回発表されたウェールズの報告書は、「Food and You 2」の第1回調査および第2回調査の主な結果をまとめたものである（以下 Web ページ参照）。

<https://www.food.gov.uk/research/food-and-you-2/food-and-you-2-wave-1>（第1回調査）

<https://www.food.gov.uk/research/food-and-you-2/food-and-you-2-wave-2>（第2回調査）

本報告書に示された結果は、特に記述がなければウェールズで収集されたデータにもとづいている。重要な場合は「adjusted-England」および北アイルランドとの比較が盛り込まれている。

「Food and You 2」の第1回の実地調査は2020年7～10月に実施され、ウェールズ全域で成人（16歳以上）計2,100人への標本調査が行われた。第2回の実地調査は2020年11月20日～2021年1月21日に実施され、ウェールズ全域で成人（16歳以上）計1,366人への標本調査が行われた。

「Food and You 2」第1回および第2回調査の報告書は以下の Web ページから入手可能である。

<https://www.food.gov.uk/research/food-and-you-2/food-and-you-2-wave-1-2>

（食品安全情報（微生物）No.12/2021（2021.06.09）、No.18/2019（2019.09.04）、No.9/2017（2017.04.26）、No.26/2014（2014.12.24）、No.22/2014（2014.10.29）、No.17/2014（2014.08.20）、No.8/2013（2013.04.17）、No.5/2011（2011.03.09）UK FSA 記事参照）

-
- スコットランド食品基準庁（FSS: Food Standards Scotland）

<https://www.foodstandards.gov.scot>

サルモネラ感染の拡大を防ぐため英国がリトアニアからのすべてのペットフード用げっ歯類の輸入を禁止

UK ban on all feeder rodent imports from Lithuania used as pet food to reduce spread of *Salmonella*

24 FEBRUARY 2022

<https://www.foodstandards.gov.scot/news-and-alerts/statement-prohibition-on-feeder-rodents-imported-from-lithuania>

爬虫類用のペットフードとしてリトアニアの施設から出荷されたげっ歯類がヒトのサルモネラ症アウトブレイクに関連していることが確認されたことを受け、スコットランド食品基準庁（FSS）はリトアニアからのすべての飼料用げっ歯類の輸入を禁止した。

英国内では、患者 900 人以上に関連したサルモネラ感染アウトブレイクについて、英国食品基準庁（UK FSA）、FSS、英国動植物衛生庁（APHA）、英国環境・食料・農村地域省（DEFRA）、英国保健安全保障局（UK HSA）およびその他の公衆衛生機関による合同調査が行われ、この結果を受けて今回の輸入禁止措置が決定された。この措置は、DEFRA を含む英国の各当局と歩調を合わせ、FSS が追って通知を行うまで継続される。FSS および協力機関は、マウス製品などすべての冷凍げっ歯類とその包装を取り扱う際は、サルモネラ感染リスクがあるため、特別な注意を払うよう引き続き呼びかけている。

感染リスクを避けるため、これらの製品だけでなく、自身が所有する爬虫類やその飼育用品・環境との接触時にも特別な注意を払う必要があり、接触後は直ちに石鹼と水で十分に手指を洗浄すべきである。

サルモネラ感染リスク低減のための詳細な助言は以下の Web ページから入手可能である。
<https://www.foodstandards.gov.scot/consumers/food-safety/foodborne-illness/salmonella>

小児が爬虫類を取り扱う際の保護者向け助言

小児は特に健康被害を受けやすいことから、サルモネラ感染リスクを低減するため、飼料用マウスの取り扱いやペットへの給餌および爬虫類の取り扱いをした際は、温かい石鹼水で毎回十分に手を洗うよう保護者が確認する必要がある。飼育器（vivarium）や爬虫類が自由に動き回ることができるエリアはすべてサルモネラに汚染されている可能性があるため、適切な衛生管理が行われるべきである。

爬虫類の所有者に向けた詳細な助言は UK FSA の以下の Web ページから入手可能である。

<https://www.food.gov.uk/news-alerts/news/advice-to-reptile-owners-amid-salmonella-outbreak-linked-to-feeder-rodents>

● ProMED-mail

<https://promedmail.org>

コレラ、下痢、赤痢最新情報 (08)

Cholera, diarrhea & dysentery update (08)

5, March 2022

コレラ

国名	報告日	発生場所	期間	患者数	死亡者数
ナイジェリア*	3/3		2022 年第 1~4 週	(疑い)470	9
マラウイ	3/4	バラカ	3/2 確認	1	

* 2022 年にコレラの疑い患者を報告した 10 州 : アビア、アダマワ (56 人)、バウチ、バ
イエルサ、ボルノ (88)、クロスリバー、クワラ、ラゴス、タラバ (201)、ザンファラ

下痢

国名	報告日	発生場所	期間	患者数	死亡者数
南アフリカ 共和国	3/3	ケープタウン市	2022 年 1 月	2,908	
			2021 年 1 月	1,710	

食品微生物情報

連絡先 : 安全情報部第二室